サービス利用許諾契約書

(総則)

第 1条 当教材・商材をはじめとする、合同会社PATHFINDERが管理・運営するサイトのいずれかのサービスをご利用になる場合は、本契約を遵守しなければならないものとします。

(定義)

第 2条 本契約書内において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとします。

当サイト

合同会社PATHFINDERおよび弊社社員が管理又は運営するサイトをいいます。

教材・商材

当サイトで販売する全ての教材・商材(e-book、ソフトウエア、コンテンツを含む)をいいます。

本ソフトウェア

教材・商材に含まれるコンピュータプログラム、その他のデジタルコンテンツ及び当社が 別途提供することのあるアップデートプログラムや追加のデジタルコンテンツをいい、特 段の記載がない限り、当社が権利者の許諾のもとに提供する第三者の著作物も含みます。

サポート・メンテナンス

本ソフトウェアのバージョンアップ及び本ソフトウェアの利活用に関する改善作業(利用者からの質問への回答を含む)をいいます。

当サービス

当サイトにて提供するすべてのサービス(教材・商材及び本ソフトウェアの販売、サポート・メンテナンスを含む)をいいます。

本ソフトウェアの使用

本ソフトウェアをコンピュータのメモリにロードして実行することにより本ソフトウェアを使用又は使用しうる状態にすることをいいます。

利用者

当サービスを利用する者(購入者及びサポート・メンテナンスを受ける者を含みます。) をいいます。

当社

当サービスを提供する販売者である、合同会社PATHFINDERをいいます。

(教材・商材の受け渡し、利用、サポートについて)

- 第3条 教材・商材の受け渡しを含めた当サイトのサービス提供は、ASP(アプリケーションサービスプロバイダ)からのダウンロード及び電子メール(インターネットで使用する電子メール)での送信にて行うものとします。
 - 2 教材・商材の受け渡しについては、ASPからのダウンロード又は当社より電子メールにて 送信した時点で終了するものといたします。ただし、ネットワークトラブル等により利用者 の責に帰さない事由により受け取れなかった場合は、利用者が当社にその旨を申し出る事で、 再度教材・商材の受け渡しを行うものとします。
 - 3 サポート・メンテナンスを行う期間は、当サイト内に記載されている期間とします。
 - 4 教材のサポート期間は、最長で1年間とします。また、教材・商材の対応できる期間の短い ものは、サポート期間が1年未満となる場合があります。

(禁止行為)

- 第 4条 利用者は本契約で許諾される場合を除き、以下の行為を行わないものとします。なお本禁止行為は、本契約期間中はもちろんのこと、本契約期間終了後においても行わないものとします。
 - ① 教材・商材を当社の書面による許可を得ずに、転売・複製・譲渡する等の行為
 - ② 当社の書面による許可を得ずに、利用者の権利・義務を第三者に対して譲渡する行為
 - ③ 教材・商材の内容(教材・商材の内容を想像できるような表現を用いる行為を含む)を 特定・不特定を 問わず、教材・商材自体、インターネット及び言語等を用いて第三者 に公開する行為
 - ④ 当サービスの内容(当サービスの内容を想像できるような表現を用いる行為を含む)を 特 定・不特定を問わず、教材・商材自体、インターネット及び言語を用いて第三者に 公開する行為
 - ⑤ 教材・商材の内容及び当サービスの内容を引用するなどにより、教材・商材又は当サービスを当社が販売する事を阻害する行為
 - ⑥ 当サービスを不当に判断して、当サービスの販売を阻害するような情報をインターネット や言語などの伝達手段を用いて公表する行為
 - ⑦ 当サイトを通じて入手したすべての個人情報(氏名、生年月日その他の記述、または個人別に付けられた番号、記号その他の符号、画像もしくは音声によって当該個人を識別できる情報。当該情報だけでは識別できないが、他の情報と容易に照合することが出来、それによって当該個人を識別できる情報も含む。以下同じ。)を、再利用する行為
 - ⑧ 当サイトを通じて入手したすべての個人情報を、第三者に対して漏洩する行為
 - ⑤ その他、当社が当サービスの販売上において不適当と判断する一切の行為

2 禁止行為の有無についての判断は当社が行うこととし、当社は利用者に対してその内容、根拠の説明を行う義務を負わないものとします。 なお利用者は当社の判断に従うものとします。

(個人情報の取り扱い)

第 5条 当サービスを通じて入手した個人情報が、前条の定めに違反して利用者により第三者への漏洩があった場合は、当社は当該事故に関する一切の損害賠償責任を負わないものとします。

(利用者の遵守事項)

- 第 6条 利用者は当サービスを利用する上で、以下に定める事項を行ってはならないものとし、当社から是正の要請があった場合は、利用者はその要請にすみやかに応じなければならないものとします。
 - ① 教材・商材を当社に無断で転売・複製・譲渡する等の行為を行うこと
 - ② 暴力、虐待、差別等、第三者に不快な思いを与える行為を推奨すること
 - ③ 公序良俗に反する、または法令に違反すること
 - ④ 犯罪行為に結びつく行為を行うこと
 - ⑤ 他人の財産、プライバシーを侵害すること
 - ⑥ 他人の著作権を侵害すること
 - ⑦ 他人に不利益(名誉毀損等の財産以外の不利益を含む)を与えること
 - ⑧ 本契約の各条項に違反すること
 - 9 その他、当社が当サービスの運営上、不適当と判断すること

(代金の支払い・返金及び本契約成立について)

- 第 7条 当サービスご利用の際の代金の額及び支払い方法については、当サイトに定める方法にて行う ものとします。
 - 2 本契約は利用者が当サイトから当サービスの申し込みをした時点で成立するものとします。
 - 3 商品の特性上、返金については一切認められません。

(連絡の手段)

- 第 8条 利用者と当社の間の連絡は、原則として電子メールにて行われるものとします。利用者は本連絡メールの受け取りを拒否できないものとします。
 - 2 利用者は当サービスの申し込みの際に、当社の指定する方法にて前項の連絡に使用する電子 メールのアドレスを当社に対して届け出るものとします。

(当サービスの停止、変更、修正、追加、削除)

第 9条 当社は、いつでも当サービスの内容を停止、変更、修正、追加、削除することができるものとします。

- 2 当サービスの停止に関する利用者への通知は、その都度事前に当サイトに掲載する事により 行うものとしますが、緊急を要する場合はその限りではないものとします。
- 3 前項における緊急を要する場合の通知方法に関して、当社の判断により電子メールにて行う場合もあるものとします。

(サポート・メンテナンス)

- 第10条 サポート・メンテナンスは、定期、不定期を問わず実施されるものとします。ただし、サポート・メンテナンスの間のサービス停止等については、利用者は異議や要求を述べないものとします。
 - 2 サポート・メンテナンスの期間は3条3項に掲げる期間とし、これを経過した以後のサポート・メンテナンスの義務は、当社には発生しないものとします。
 - 3 前項のサポート・メンテナンス期間の経過後に当社のサポート・メンテナンスを希望する 利用者は継続してサポート・メンテナンスを受けることが出来るが、何らかの事情(当社の 事情によるサポート・メンテナンス停止・休止を含む)により利用者が不利益を被ったとし ても、当社にその賠償義務はないものとします。

(契約の解除)

- 第11条 両当事者は、下記の事由が生じた場合、催告なしに本契約を解除することができるものとします。
 - ① 本契約内の条項を遵守しなかったとき
 - ② 破産、民事再生、会社整理開始、もしくは会社更生手続開始の申立があったとき、または 清算にはいったとき
 - ③ 支払の停止または手形交換所の取引停止処分があったとき
 - ④ 仮差押、差押もしくは競売の申立があったとき
 - ⑤ 租税公課を滞納し督促を受け、または保全差押を受けたとき
 - 2 前項に基づき契約が解除された場合、当社は本契約に基づく債務履行義務はないものとします。

(届出義務)

- 第12条 利用者は、氏名、メールアドレス等の申込み内容に変更があった場合は、速やかに当社に届出るものとします。
 - 2 利用者が前項の届出を怠ったために、当社の通知または送付する書類が延着し、または到着しなかった場合には、発送後72時間を経過した時に、同書類が到達したものとみなされるものとします。

(コンテンツの利活用)

第13条 利用者は著作権法により保護されているコンテンツを(当サービスの紹介等の理由でも)、 法律に違反した利活用はしないものとします。 2 前項に違反して利活用を行った際に第三者との著作権の問題が生じた場合でも、当社は一切 責任を負わないものとします。

(教材・商材の利用条件について)

- 第14条 利用者は本ソフトウェアを1台のコンピュータに複製(インストール)して、利用者のみが 使用することができます。
 - 2 本ソフトウェアのバックアップを目的として複製物を1部作成することができます。ただし、 当該複製物についても本契約の各条項が適用されます。
 - 3 本条1項及び2項を除き、教材・商材の複製及び本ソフトウェアの使用並びに複製はできません。
 - 4 教材・商材の全部又は一部の再配布・再使用許諾、教材・商材の貸与・譲渡・レンタル・疑似レンタル行為及び中古品取引(教材・商材のコピー、出版・講演活動、CD・DVD 等電子メディアによる複製、メール・メールマガジンなどでの転載、インターネット上での公開、オークションなどでの転売等)はできません。
 - 5 本ソフトウェアの改変・リバースエンジニアリングはできません。
 - 6 ネットワーク経由で本ソフトウェアを利用させること、又は教材・商材を第三者に送信可能 な状態にする目的でネットワーク上に蓄積することはできません。
 - 7 本ソフトウェアをネットワークサーバー上に蓄積し、本ソフトウェアの機能を利用した処理・サービスをネットワーク経由で提供することはできません。

(秘密保持)

第15条 当社と利用者は、本契約を通じて知り得る相手方の秘密を、相手方の書面による事前の承諾なしには、第三者に公表しないものとします。ただし、情報入手時点で既知となっている情報はこの限りではありません。

(保証の制限)

- 第16条 当社は、以下の事項の保証をしないものとします。
 - ① 当サービスが停止することなく、問題なく運営されること
 - ② 当サービスに欠陥が生じた場合に、常に修復されること
 - ③ 当サービスにコンピュータウイルスなどの破壊的構成物が存在しないこと
 - ④ 当サービス利用により、利用者が期待する効果が得られること
 - ⑤ 当社に対する仮差押、差押もしくは競売の申立がないこと
 - ⑥ 当サービス内のセキュリティが充分に確保されていること

⑦ その他当社が想定しない行為をおこなうこと(想定されるか否かの判断は当社が行うものとします)

(責任の限定)

- 第17条 当社は下記事項について、責任及び賠償義務はないものとします。
 - ① 利用者の特殊なパソコン環境に起因し、本ソフトウェアの動作不良が発生した場合
 - ② 利用者の特殊なネットワーク環境(ネットワーク回線、ファイアウォール、ルータ等を含む)に起因し、本ソフトウェアの動作不良が発生した場合
 - ③ 本ソフトウェアが動作する上で利用している第三者のシステムに起因し、本ソフトウェアの動作不良が発生した場合
 - ④ 本ソフトウェアが動作する上で利用している第三者のシステムに起因し、本ソフトウェアに動作不良が発生し、当該不良を当社が改善不能と判断し利用者にサポート・メンテナンスの終了を通知した場合
 - ⑤ 本ソフトウェアのバージョンアップに起因し、一時的に本ソフトウェアの動作不良が発 生した場合
 - ⑥ 当社の故意又は過失を除き、第三者の不法行為等による損害が発生した場合
 - ⑦ 請求の根拠のいかんに関わらず、あらゆる付随的損害、間接的損害及び派生的損害等 (本項に規定する事由から発生する損害を含む)
 - 2 教材・商材の全て(マニュアル・動画等)は、発行時点における著者の見解をまとめたものであり、将来にわたるすべての株式投資・先物投資・外国為替証拠金取引(FX)・仮想通貨取引等全ての金融商品の売買における利益を保証するものではありません。使用・実行は、全て自己責任でおこなうものとし、投資によるいかなる損害が発生しても著作権者及び当社は責任を負わないものとします。

(危険負担)

第18条 甲または乙の責に帰すことが出来ない事由により、債務不履行または履行遅滞が発生したとしても、両当事者は責任を負わないものとします。

(著作権の表示)

第19条 当社、「くまひげ Trading Office」及び「生田智也」をはじめとする弊社社員の発行する媒体はすべて著作権法により著作権者に権利がありますので、利用者及び第三者は著作権法に違反する利活用を行う事はできません。

(損害賠償の予定)

第20条 利用者は教材・商材の使用に関して、本契約第6条又は第14条に違反した場合、違反件数に発行価格を乗じた10倍の金額を損害賠償として当社に支払うものといたします。また、第三者に送信可能な状態にする目的でネットワーク上に蓄積した場合は、一律4,000万円を損害賠償として当社に支払うものとします。

(違反者の発見)

- 第21条 前条の違反行為を発見した者が当社に連絡した場合、当社が違反者から受け取った損害賠償金から当該損害金の徴収に係った費用を除いた金額の50%を、当該発見者の指定口座に振り込むものとします。
 - 2 前項の振込みは違反者から損害賠償金を受け取った日から起算して3ヶ月以内に行うものとします。

(準拠法、合意管轄)

第22条 本契約は日本法に準拠するものとし、本契約に関する紛争は当社本店を管轄する裁判所を第 一審の管轄裁判所とします。

(契約および条件等の改訂)

- 第23条 本契約および条件は、当社の判断により利用者の承諾なく随時変更、改訂を行うことができるものとします。
 - 2 前項による改定後の本契約については、サポート・メンテナンスを受けているすべての利用者にも改訂時から即時に適用されるものとします。